



各位

会社名	株式会社 ステムリム
代表者名	代表取締役会長 CEO 富田 憲介 (コード番号：4599 東証マザーズ)
問合せ先	取締役 経営管理部部長 金崎 努
電話番号	072-648-7152

新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2019年7月5日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせ申し上げます。

記

1. 公募による新株式発行の件

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 6,000,000株 |
| (2) 払込金額 | 未定(2019年7月24日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2019年8月1日に決定される予定の引受価額(下記(4)で定義される引受人が当社に払込む金額)に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 発行価格による一般募集とし、SMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社、野村証券株式会社、みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券、いちよし証券株式会社、岡三証券株式会社、楽天証券株式会社及び西村証券株式会社(以下「引受人」と総称する。)に、全株式を買取引受けさせる。
ただし、発行価格と同時に決定する引受価額が払込金額を下回る場合は、本公募による新株式発行を中止する。なお、本募集株式の一部は、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。 |
| (5) 発行価格 | 未定(払込金額決定後、払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2019年8月1日に決定する。) |

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (6) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (7) 申込期間 2019年8月2日（金曜日）から
2019年8月7日（水曜日）まで
- (8) 払込期日 2019年8月8日（木曜日）
- (9) 受渡期日 2019年8月9日（金曜日）
- (10) 申込株数単位 100株
- (11) 払込金額その他本公募による新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定し、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 2,400,000株
- (2) 売出人及び売出株式数
東京都杉並区
富田 憲介 2,100,000株
大阪府豊中市
山崎 尊彦 250,000株
京都府京都市
金崎 努 50,000株
- (3) 売出方法 売出価格による売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
なお、本売出しに係る売出株式の一部は、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
- (4) 売出価格 未定。上記1.における発行価格と同一とする。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は上記1.における引受価額と同一とする。
- (6) 申込期間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (7) 受渡期日 上記1.における受渡期日と同一とする。
- (8) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (9) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記1.の公募による新株式発行を中止する場合は、本株式売出しも中止する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 上限 1,260,000 株
なお、売出株式数は上限を示したもので、需要状況等により減少する、又は本株式売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案したうえで、2019年8月1日に決定する。
- (2) 売 出 人 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
SMB C日興証券株式会社
- (3) 売 出 方 法 SMB C日興証券株式会社が、上記1.の公募による新株式発行及び上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、当社株主である富田憲介より借り入れる当社普通株式について売出価格により追加的に売出しを行う。
- (4) 売 出 価 格 未定。上記1.における発行価格と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 上記1.における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (8) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記1.の公募による新株式発行を中止する場合は、本株式売出しも中止する。

4. 第三者割当による新株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,260,000 株
- (2) 払 込 金 額 未定。上記1.における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、下記(4)に記載の割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 価 格 未定。上記1.における引受価額と同一とする。
- (5) 割 当 先 及 び 割 当 株 数 SMB C日興証券株式会社 1,260,000 株
ただし、割当価格が払込金額を下回る場合、本第三者割当による新株式発行を中止する。
- (6) 申 込 期 日 2019年9月10日(火曜日)
- (7) 払 込 期 日 2019年9月11日(水曜日)
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (9) 払込金額その他本第三者割当による新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定し、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 上記(6)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しを中止する場合は、本第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 公募による新株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

募集株式の数 当社普通株式 6,000,000株

売出株式数 ①引受人の買取引受による売出し

当社普通株式 2,400,000株

②オーバーアロットメントによる売出し(※)

当社普通株式 上限1,260,000株

(2) 需要の申告期間 2019年7月25日(木曜日)から
2019年7月31日(水曜日)まで

(3) 価格決定日 2019年8月1日(木曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 申込期間 2019年8月2日(金曜日)から
2019年8月7日(水曜日)まで

(5) 払込期日 2019年8月8日(木曜日)

(6) 受渡期日 2019年8月9日(金曜日)

(注) 上記(1)に記載の募集株式及び売出株式の一部は、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。

(※) オーバーアロットメントによる売出し等について

本公募による新株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、1,260,000株を上限として、本公募による新株式発行及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシュエアプション」という。)を、2019年9月6日を行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から2019年9月6日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われなない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2019年8月1日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシュエーションオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数（2019年7月5日現在）	44,282,700株
公募による新株式発行による増加株式数	6,000,000株
公募による新株式発行後の発行済株式総数	50,282,700株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	1,260,000株（注）
第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数	51,542,700株（注）

（注）上記4.の第三者割当による新株式発行の割当株式数の全株式に対しSMB C日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3. 調達資金の使途

本公募による新株式発行による手取概算額 16,869,000 千円に、海外販売の手取概算額（未定）及び本第三者割当増資の手取概算額上限 3,561,481 千円と合わせた、手取概算額合計上限 20,430,481 千円については、①「再生誘導医学研究所」及び「動物実験施設」の設立資金、②継続して研究開発を行うための運転資金、並びに③事業拡大に伴う人件費に充当する予定であります。具体的には以下のとおりであります。

①「再生誘導医学研究所」及び「動物実験施設」の設立資金として、14,620,264 千円（2020年7月期 7,949,610 千円、2021年7月期 4,547,481 千円、2022年7月期 2,123,173 千円）を充当する予定であります。

②現状で存在するパイプラインに係る研究開発を推進する費用、及び新規パイプラインの研究開発に係る費用として 5,335,437 千円（2020年7月期 1,088,000 千円、2021年7月期 1,526,010 千円、2022年7月期 2,721,427 千円）を充当する予定であります。

③事業拡大のための優秀な人材確保を目的とした人件費（人材採用費を含む）の増加を

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

計画しており、人件費（人材採用費を含む）474,780千円（2020年7月期88,293千円、2021年7月期108,032千円、2022年7月期278,455千円）を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

※有価証券届出書提出時における想定仮条件（2,370円～3,730円）の平均価格（3,050円）を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

株主への利益還元については、重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しつつ、剰余金の分配を検討する所存であります。当面は、多額の先行投資を行う研究開発活動の継続的かつ計画的な実施に備えた資金の確保を優先するため、配当は行わない方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

上記(1)のとおり、内部留保資金については、当面は、多額の先行投資を行う研究開発活動の継続的かつ計画的な実施に備えた資金の確保を優先してまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)のとおり、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しつつ、剰余金の分配を検討する所存であります。

(4) 過去3期間の配当状況

	2016年7月期	2017年7月期	2018年7月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	1,703.44円	△3.50円	△8.47円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	—円 (—円)	—円 (—円)	—円 (—円)
実績配当性向	—%	—%	—%
自己資本当期純利益率	19.8%	—%	—%
純資産配当率	—%	—%	—%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を、自己資本(期首と期末の平均)で除した数値です。2017年7月期及び2018年7月期については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施しておりませんので、記載しておりません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

4. 当社は、2019年3月1日付で普通株式1株につき100株、2019年3月8日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、2017年7月期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2016年7月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、2016年7月期の数値については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2016年7月期	2017年7月期	2018年7月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	5.68円	△3.50円	△8.47円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	—円 (—円)	—円 (—円)	—円 (—円)

5. ロックアップについて

公募による新株式発行(以下「本募集」という。)及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である富田憲介、売出人かつ当社役員である山崎尊彦、金崎努、当社株主である玉井克人、玉井佳子、大久保俊幸、大阪バイオファンド投資事業有限責任組合、臼井玲、西巻光平、公益財団法人加藤記念バイオサイエンス振興財団、有限会社イー・シー・エス、JAIC-ブリッジ2号投資事業有限責任組合、当社新株予約権者かつ当社役員である横田耕一、久渡庸二、行正秀文、津田和義は、SMB C日興証券株式会社(以下「主幹事会社」という。)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の2020年2月4日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)の売却等を行わない旨を約束しております。

当社普通株式の管理を目的に委託した信託財産である株式会社SMB C信託銀行信託口08900027(以下「当該信託口」という。)における委託者兼受益者である塩野義製菓株式会社は、主幹事会社に対して、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に当該信託口で保有する当社普通株式を当該信託口における受託者である株式会社SMB C信託銀行に譲渡又は売却を行わせないこと、当社普通株式の管理を目的として当該信託口以外の新たな信託口が設定された場合においてその受託者に譲渡又は売却を行わせないこと及び信託財産としての当社普通株式が受託者から当社に交付された場合において譲渡又は売却を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割によ

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

る新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

6. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い、販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 上記「4. 株主への利益配分等」における今後の利益配分にかかる部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。